|  |
| --- |
| 子ども食堂ネット　運営規約 |
| 1. | 名称 | 　　　　　　　　　　 |
| 2. | 事務局 | 　　　　　　　　　　 |
| 3. | 目的 | 地域における食を通した子どもの居場所である「子ども食堂」の交流、情報共有、研修、広報啓発、人材や食材のマッチング等の支援を通じて、子ども食堂の輪を広げていくことを目的とする。 |
| 4. | 事業内容 | ・子ども食堂を実施する団体の交流、情報共有、研修、広報啓発・人材や食材のマッチング・イベントの内容を紹介等 |
| 5. | 設立年月日 | 令和　　年　　月　　日　 |
| 6. | 構成員 | 子ども食堂ネットは、子ども食堂を実施する個人および団体のうち、子ども食堂ネットに入会したもので構成される。 |
| 7. | 入会要件 | 入会する子ども食堂については、下記の要件を満たすものとする。 |
|  |  | 1) | 子ども食堂ネットの趣旨に賛同し、子ども食堂の取り組みの輪を広げていくこと。 |
|  |  | 2) | 地域の子どもたちが気軽に参加でき、自主学習の支援や子ども同士の遊び、体験等子どもの居場所づくりを行うこと。 |
|  |  | 3) | 特定団体への勧誘や営利を目的としないこと。 |
|  |  | 4) | 食品衛生責任者養成講習会を修了した者、またはそれと同等以上の資格(栄養士、調理師、製菓衛生師、等)を有する者をおくことを基本とし、食品衛生に関する研修や講習会等に参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。また、必要に応じて保健所に相談すること。 |
|  |  | 5) | 子ども食堂が安心して参加できる場となるために、保険等に加入するなどの対策に努めること。 |
| 8. | 入退会 | 入退会する子ども食堂について、下記の様式を提出するものとする。 |
|  |  | 1) | 入会しようとする子ども食堂は入会申込書兼同意書に団体情報を添えて提出すること。 |
|  |  | 2) | 退会しようとする子ども食堂は退会届を提出すること。 |
| 9. | 変更 | 入会時に提出した団体情報シートに変更が出た場合は、速やかに団体情報変更届を事務局に提出すること。 |
| 10. | その他 | 各子ども食堂の取組は、それぞれの運営団体が創意工夫して自らの責任のもとで実施しているものであり、各子ども食堂で発生した事故やトラブルに関して、子ども食堂ネットは一切の責任を負わない。 |

附則

この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。